

第8回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年8月20日

午後2時00分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和2年8月20日(木)午後2時00分～2時55分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(12人) 会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、2番 栗野 隆夫、3番 荒井喜代子、4番 鈴木 秀之、 10番 中山 忠夫、11番 久郷 義美、12番 滝田 功、13番 栗田 義之、14番 塩野目富夫、16番 興野 礼子 各委員</p> <p>4. 欠席委員(7人) 5番 関 閣夫、6番 齋藤 勉、7番 栗野 育夫、8番 増子 謙一、15番 小川 祥一、18番 堀江 恒夫、19番 塩野 哲男 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和2年 第8回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日の欠席委員は、5番 関 閣夫 委員、6番 齋藤 勉 委員、7番 栗野 育夫 委員、8番 増子 謙一 委員、15番 小川 祥一 委員、18番 堀江 恒夫 委員、19番 塩野 哲男 委員の7名で、出席委員は、19名中12名でありますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が努めることになっておりますので、以後の議事進行は 越雲会長をお願いいたします。
議長(越雲)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	<p>< 経過報告を朗読 ></p>
議長	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、議事録署名委員は、2番 栗野 隆夫 委員、9番 石川 実 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第1号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1について、13番 栗田 義之 委員にお願いします。</p>
13番 栗田 義之 委員	<p>8月10日、石崎推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、有償の移転、売買。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、麦、そば、大豆。農業従事年数及び農業形態、約50年、専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植え機、コンバイン、その他。取得地への通作距離、約6km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。参考で、経営面積は、田47.8ヘクタール、畑20ヘクタール合計67.9ヘクタール。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2については、まず事務局から経緯の説明がありますので、お願いいたします。</p> <p>< 事務局から経緯説明 ></p>

議長	整理番号2番について、12番 滝田 功 委員に報告をお願いします。
12番 滝田 功 委員	8月11日、羽石推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、無償の所有権移転、贈与。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、カボチャ、トロロアオイを作付け予定。知人が作付けしているので、教えてもらいながら作るということです。農業従事年数及び農業形態、無。現在の職業は大工さんです。農機具・家畜の保有状況、耕運機、中古取得済。取得地への通作距離、約0.6kmから遠いところは1.5km。5年以上継続して耕作する旨の誓約書あり。空き家と農地を同時に贈与を受ける旨の契約書の写しあり。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、那須烏山市農地等の権利移動の制限に関する別段面積及び 空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の要件を満たし、農地法 第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
事務局長（相ヶ瀬）	以前に農地付き空き家については、報告案件でいいのではないかというような意見が出たと思いますが、この件に関しましては、誰がどのような形で所得するかわからないということで、このように協議上程案件としてあげさせていただきました。宜しくお願ひしたいと思ひます。
議長	農地付き空き家に関しては、こういった3条案件で審議したいと思ひますがいかがでしょうか。 < 異議なしの声 >
議長	上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。

事務局（糸井）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、について、10番 中山 忠夫 委員にお願いします。
10番 中山 忠夫 委員	8月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が青地、西が青地、南が青地、北が公衆用道路。同意書、無。転用計画、転用事業者は、湿地で作業効率の悪い申請地において、作業効率向上のための盛土を行いたく、申請に至った。転用面積1,162㎡ 農地改良、一時転用。野上地内の工事施工地から発生する残土の一部を搬入。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われる。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし >
議長	上程中の議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり指定することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、1番 金子 博 委員にお願いします。
1番 金子 博 委員	8月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●

<p>(1番 金子 博 委員)</p>	<p>●●。農地区分、第3種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道路、西が道路、南が道路、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は●●●の賃貸住宅で夫と同居しているが、住宅の建築を計画し、申請地に隣接する宅地を購入できることになり、申請地は駐車場として使用したく、申請に至った。転用面積 193 m² 駐車場。代替性検討、給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の預金通帳写し等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2番、整理番号3番について、10番 中山 忠夫 委員にお願いします。</p>
<p>10番 中山 忠夫 委員</p>	<p>8月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が道路、南が宅地、北が水路。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 2,019 m²。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>8月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道路、西が宅地、南が青地、北が宅地。同意書、有。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,104 m²。代替性検討土地選定経過書あり。給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、原状復帰して返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と</p>

<p>(10番 中山 忠夫 委員)</p>	<p>思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番、5番、6番、7番、8番、9番について、2番 栗野 隆夫 委員にお願いします。</p>
<p>2番 栗野 隆夫 委員</p>	<p>8月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が田、南が田、北が公衆用道路。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、申請地近接の実家で両親と同居しているが、長男であり年齢も27歳になったことから住宅の建築を計画し、申請地についておじから購入できることになり申請に至った。転用面積505㎡ 一般住宅 木造平屋建。建築面積115.27㎡ 進入路 北側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、公共下水道。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>8月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道路、西が道路、南が道路、北が田。同意書、有、耕作者。権利の移転、設定、賃借権の設定、一時転用、8か月。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し太陽光発電事業を行っているが、今般、横枕地内に建設中の「那須烏山太陽光発電所に係る連系地中送電線工事」について、地中線埋設のための掘削を行うにあたり申請地付近の市道を通行止めにする必要があるため、近隣住民の迂回用仮設道路用地を探したところ、市道に隣接する当該地を借りられることになり申請に至った。転用面積1,053㎡ 仮設道路を設置して利用。管理計画、給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、事業者により原状復帰して返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、道路占用については都市建設課許可済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>8月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号6及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が畑、南が畑、北が公衆用道路。</p>

(2番 栗野 隆夫 委員)

同意書、無。権利の移転、設定、地上権の設定、21年。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,963 m² 太陽光発電設備の設置。代替性検討、土地選定経過書あり。給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

8月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号7及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が公衆用道路、南が公衆用道路、北が畑・宅地。同意書、無。権利の移転、設定、地上権の設定、21年。転用計画、資料をご覧ください。転用面積 977 m² 太陽光発電設備の設置。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

8月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号8及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田・畑、西が畑・宅地、南が畑・宅地、北が畑。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、資料をご覧ください。転用面積 1,191 m² 太陽光発電設備の設置。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

8月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号9及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地、西が公衆用道路、南が畑・墓地、北が畑・宅地。同意書、無。権利の移転、設定、地上権の設定、21年。転用計画、資料をご覧ください。転用面積 1,111

<p>(2番 栗野 隆夫 委員)</p>	<p>m² 太陽光発電設備の設置。代替性検討、土地選定経過書あり。給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われま す。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号 10 番、整理番号 11 番について、1 番 金子 博 委員にお願いします。</p>
<p>1 番 金子 博 委員</p>	<p>8 月 18 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号整理番号 10 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑・宅地、西が青地、南が公衆用道路、北が原野。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、資料をご覧ください。転用面積 1,531 m² 太陽光発電設備の設置。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われま す。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>8 月 18 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号整理番号 11 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地、西が山林、南が雑種地、北が畑。同意書、無。権利の移転、設定、地上権の設定、20 年。転用計画、資料をご覧ください。転用面積 7,700 m² 太陽光発電設備の設置。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了 1 年前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 2 年 9 月 20 日～令和 2 年 12 月 31 日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われま す。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号 12 番について、10 番 中山 忠夫 委員にお願いします。</p>

<p>10番 中山 忠夫 委員</p>	<p>8月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号12及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田・雑種地、西が雑種地、南が田、北が雑種地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●株式会社、令和2年4月に株式会社●●●より社名変更の子会社であり、●●●に本社を有し、自動車部品の製造、組立を行っている。今回、市道●●●線の拡張工事に伴い、現在利用中の駐車場敷地の一部が収用対象となり移転を迫られたため代替地を探したところ、会社敷地に隣接する当該地を購入できることになり申請に至った。転用面積 1,123 m² 駐車場敷地。敷地内、碎石敷。給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和2年9月1日から令和2年12月20日。その他、他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>13番 栗田 義之 委員</p>	<p>たいへん太陽光設置案件が多いですが、二つほどご質問があります。ひとつ目は、申請地3の整理番号5の仮設道路ができるわけですね。東京電力の鉄塔や開閉所とあるのですが、これはもうできているのでしょうか。</p>
<p>事務局長 (相ヶ瀬)</p>	<p>鉄塔は建っています。</p>
<p>13番 栗田 義之 委員</p>	<p>開閉所をこれから建てるのであれば、申請はないのでしょうか。これから出てくるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (雫)</p>	<p>鉄塔の下は非農地になっておりますので。</p>
<p>13番 栗田 義之 委員</p>	<p>非農地になっているのですね。もしも農地だったら、申請があるのかと思ったので。それと、もう一点ですが、転用事業者が聖陽株式会社で地権者に対して、地上権と売買がありますが同じ会社で違うのはどうしてでしょうか。</p>
<p>2番 栗野 隆夫 委員</p>	<p>調査の段階で、なぜ賃貸なのか売買契約なのかについては、そこまでは確認はしておりません。</p>
<p>13番 栗田 義之 委員</p>	<p>同じ会社で、どうして設定が賃貸と売買で違いがあるのかと思ったので。</p>

<p>2番 栗野 隆夫 委員</p>	<p>それぞれの所有者で買い取って欲しいと、貸したいという違う意見が出たからではないでしょうか。</p>
<p>9番 石川 実 委員</p>	<p>転用事業者が●●●株式会社と●●●の●●●氏の件ですが、地上権の設定で地代が100万から120万になっていますが、これは全部でしょうか。</p>
<p>事務局（雫）</p>	<p>今回資料は付けてはおりませんでした。申請者から地上権の設定の契約書の写しをいただいております。それによりますと、売電期間20年間と、設置期間、撤去期間を含めた21年間で総額120万円になっております。</p>
<p>議長</p>	<p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり指定することに決定いたしました。なお、整理番号11の案件につきましては、面積が3,000㎡を超える案件となりますので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することに決定いたしました。続きまして、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（糸井）</p>	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、12番 滝田 功 委員をお願いします。</p>
<p>12番 滝田 功 委員</p>	<p>8月11日に、水井推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は、議案第4号整理番号1のとおりです。調査方法、関係人から聞取、現地を見て確認。土地の履歴は、資料の通りです。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、●●●と●●●の用地を増設した際に、道路用地として市道を改修したり、水路改修工事の資材を置いたり、●●●の宅地造成中は建設会社の事務所として利用していた。平成10年には、税務課の現況調査により宅地と認定されて現在に至っています。現在は取り壊して、雑種地になっております。周辺の影響は特にありません。非農地となって何年経過したか、経過年数、約21年。平成10年頃に近隣の宅地造</p>

<p>(12番 滝田 功 委員)</p>	<p>成事業の現場事務所として、建設会社に一時転用で貸した際に盛土造成された。事業終了後に建物は撤去し、土地はそのままの状態で見返され、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、雑種地。総合意見、調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。この案件については、一時転用で許可して継続した案件らしいです。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号 「非農地判断願出による現況地目の認定について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議がないようですので申請のとおり交付することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了したので、閉会といたします。</p> <p>(午後 2時 55分)</p>

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年8月20日

議 長

2 番

9 番